

瀬戸内市立牛窓中学校体育館空調設備整備工事
瀬戸内市立邑久中学校体育館空調設備整備工事
瀬戸内市立長船中学校体育館空調設備整備工事
(設計施工一括発注方式)

公募型受託事業者選定プロポーザル実施要領

※本プロポーザルは、3校（牛窓中・邑久中・長船中）を
対象とするが、提案は1校のみの場合でも、複数校の場合
でも受け付ける。
契約は、学校ごとに締結をする。

令和8年6月
瀬戸内市教育委員会

第1章 業務概要

1 工事の名称

- ・瀬戸内市立牛窓中学校体育館空調設備整備工事（設計施工一括発注方式）
- ・瀬戸内市立邑久中学校体育館空調設備整備工事（設計施工一括発注方式）
- ・瀬戸内市立長船中学校体育館空調設備整備工事（設計施工一括発注方式）

※3校それぞれ提案を受け付け、それぞれ契約を締結する。1校のみの提案、複数校の提案、どちらも可能とする。

2 業務の目的

本工事は、授業・部活動の環境改善及び災害時の指定避難所としての機能確保を目的として、市内3中学校の体育館に空調設備を整備するものである。また、民間事業者の技術及びノウハウを活用し、短期間で一斉導入を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものとする。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「瀬戸内市立牛窓中学校体育館空調設備整備工事」、「瀬戸内市立邑久中学校体育館空調設備整備工事」、「瀬戸内市立長船中学校体育館空調設備整備工事」（設計施工一括発注方式）実施要綱の規定による。

3 業務概要

本工事は、瀬戸内市（以下「市」という。）内、中学校の体育館【別表1】対象一覧及び別紙平面図の黄色に着色した範囲の空調設備の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、市との契約を締結した上で提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計施工一括発注方式」により実施する。

詳細については、別紙「要求水準書」のとおりとする。

4 選定事業者の業務

選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

- (1) 「設計業務」
- (2) 「施工業務」
- (3) 「工事監理業務」
- (4) 「その他業務」

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 予算額

各校の提案上限額は、次のとおりとする。（消費税を含む）

- ・牛窓中学校 68,187,000円
- ・邑久中学校 69,615,000円
- ・長船中学校 67,779,000円

7 費用の負担

本工事における市及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

- (1) 市の負担

選定事業者が行う各種調査、設計、工事監理、工事費など空調設備の整備・引き渡しに関するもので、空調設備を整備するうえで必要な費用

(2) 選定事業者の負担

上記(1)の市が負担する費用を除き、市が空調設備の引き渡しを受けるまでの事業実施に要する全ての費用

8 実施形式

公募型プロポーザル方式

9 市から閲覧できる参考資料

(1) 瀬戸内市立牛窓中学校体育館図面

瀬戸内市立邑久中学校体育館図面

瀬戸内市立長船中学校体育館図面

※図面が存在しない学校や図面のみでは把握できない事項については、

事業者による現地確認により対応するものとする。

(2) その他、市が必要と認める書類

10 現地確認の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、対象校全体を対象とした現地確認期間を設ける。

現地確認は任意とするが、現地条件の把握不足に起因する責任は応募者が負うものとする。

(1) 実施期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月3日(金)まで

(2) 申込方法

「現地確認申請書」(様式1-1)を記入の上、令和8年6月19日(金)正午までに、教育委員会総務学務課へメールで提出すること。各事業者の申請内容を調整のうえ、市から現地確認日時を指定する。

教育委員会総務学務課 Email:kyouiku@city.setouchi.lg.jp

11 プロポーザルスケジュール

内 容	期 日 等
(1) 公示	令和8年6月 8日(月)
(2) 現地確認申請書締切日	令和8年6月19日(金)正午
(3) 現地確認	令和8年6月29日(月)～7月3日(金)
(4) 参加表明に関する質問受付締切日	令和8年7月10日(金)正午
(5) 参加表明に関する質問回答期限	令和8年7月15日(水)
(6) 参加表明書受付締切日	令和8年7月28日(火)正午
(7) 実施要領等に関する質問受付締切日	令和8年7月28日(火)正午
(8) 参加資格の審査・審査結果の通知	令和8年8月 3日(月)
(9) 実施要領等に関する質問への回答・公表	令和8年8月 4日(火)
(10) 提案書の受付締切日	令和8年8月18日(火)正午
(11) プレゼンテーション審査	令和8年8月下旬(予定)
(12) 選考結果通知	令和8年8月下旬(予定)
(13) 契約	令和8年8月下旬(予定)

第2章 空調設備整備の基本方針

1 空調設備整備方針

空調設備整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心で快適な教育環境の実現

生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

(2) 経済的かつ保守性・維持管理性に優れた設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

(3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。ただし、受電方式については、既存設備の状況に応じ、当該設備に限らず、適切な受電方式を選定できるものとする。

2 空調設備整備の基本条件

(1) 基本事項

市内中学校の体育館（3施設）に空調設備を導入する。

(2) 詳細事項

①各学校の空調効果エリアは、別紙各校平面図の着色部分とし、アリーナ部分は必須で、その他の場所は空調効果が行き届くことが望ましい。

②各学校の熱源方式等の詳細は、【別表1】対象一覧による。

また、受電設備の整備については、必要に応じて増設・改造での計画とするか、もしくは、既存受電設備に限らず、適切な受電方式を選定すること。

いずれの場合も、停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

第3章 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす事業者とする。

(2) 参加資格

事業者は、下記に示す「2参加資格要件」を満たすものとする。

(3) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となるとはできない。

応募者が、提案書類等の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

2 参加資格要件

(1) 事業者

ア 瀬戸内市に、令和8年度（6月から翌年5月までを当該年度とする。）における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、実施年度（6月から翌年5月までを当該年度とする。）における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

②商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

③商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

④財務諸表（法人及び個人）

⑤法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑥個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

エ プロポーザルの公示日から受注候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止その他これに準ずる不利益処分を受けていないこと（指名願の提出の有無を問わない）。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

カ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 建設業法の規定による管工事業の建設業許可を有する者

ク 建設業法の規定に基づき当該対象工事の技術者を現場において配置できること。

第4章 応募の手続き

1 公募の方法

(1) 実施要領等の公表

ア 公示日時：令和8年6月8日（月）

イ 公示方法：市のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公示する。

(2) 参加表明に関する質問

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「参加表明に関する質問書」（様式2-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

イ 提出期限：令和8年7月10日（金）正午必着のこと。

ウ 回 答：令和8年7月15日（水）までにホームページで公表する。

(3) 実施要領等への質問

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「実施要領等に関する質問書」（様式2-2）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

イ 提出期限：令和8年7月28日（火）正午必着のこと。

ウ 回 答：令和8年8月 4日（火）までにホームページで公表する。

【提出先】

瀬戸内市教育委員会総務学務課

Emil:kyouiku@city.setouchi.lg.jp

2 応募の方法

参加表明書兼契約可能件数届出書等及び提案書類等の正本は押印のある原本（添付書類を含む。）とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加表明

ア 提出方法：様式集に定める様式3-1を、正本1部、副本1部を提出すること。

イ 提出期限：令和8年7月28日（火）正午必着のこと。

ウ 審査結果：令和8年8月 3日（月）に、メールで通知する。

(2) 提案書類の提出

ア 提出方法：様式4-1から様式4-12までを正本1部、副本11部提出する。
なお、様式4-3から様式4-12までは、Adobe PDF形式による電子ファイルにおいても提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名を記載すること。

イ 提出期限：令和8年8月18日（火）正午必着のこと。

(3) 提出書類

「別表2-提出書類リスト」のとおりとする。

(4) 市の担当窓口及び書類等提出先

瀬戸内市教育委員会総務学務課

〒701-4392

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地

電話番号：0869-34-5640

E-mail：kyouiku@city.setouchi.lg.jp

※郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

提案書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) 提案書類等に虚偽の記載をした者による応募

(ウ) 記名押印のない提案書による応募

(エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(オ) その他募集に関する条件に違反した応募

カ 提案書の著作権

本工事に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

キ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ク 市の提示資料の取り扱い

市が提示する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 提案書類等の変更禁止

提案書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

コ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(昭和26年法律第207号)に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

第5章 選定事業者の決定、契約及び情報公開

1 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、審査委員会を設置し、別に定める事業者選定基準により、工事ごとに応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価及び選定は、別紙「事業者選定基準」により、提案書の内容及びプレゼンテーション審査で行う。

イ 選定結果は、令和8年8月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する(電話等による問い合わせは不可とする。)

(3) プレゼンテーション審査

提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式を基本とする。

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、ヒアリング(質疑応答)を20分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

(4) その他

ア 選定事業者の決定は、応募者数が少ない工事から行い、同数の場合は、提案上限額が大きい工事から行う。

イ 不正行為が認められる場合は選定対象から除外する。

ウ 応募者がいない場合、又は、適格な提案がない場合は選定しないことができる。

エ 選定結果通知後の辞退は認めない。辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求することがある。

2 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ア 契約の締結は、工事ごとに行うものとする。

イ 選定事業者は、本市が指定する期日までに契約に必要な書類を提出し、本市と契約を締結するものとする。

ウ 契約締結時に提出する図書は、提案内容を反映した「基本設計相当図書」とし、詳細設計図書は契約後に作成するものとする。

エ 契約は、地方自治法及び関係法令に基づき、瀬戸内市契約規則等の定めるところにより行う。

(2) 契約形態

本業務の契約形態は、工事請負契約とする。

(3) 契約保証

契約締結にあたり、瀬戸内市契約規則に基づき契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則により免除される場合はこの限りでない。

(4) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。選定事業者は、契約期間内に業務を完了しなければならない。

(5) 履行管理

選定事業者は、契約に基づき適切に業務を履行し、本市の指示に従い必要な報告・協議を行うものとする。

(6) 契約解除

本市は、選定事業者が契約条項に違反した場合、又は履行が著しく不適切であると認められる場合は、契約を解除することができる。

(7) その他

契約に関して必要な事項は、契約書及び瀬戸内市契約規則等の定めるところによる。

3 情報公開及び情報提供の内容、方法等

瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響を及ぼすおそれがある情報については特定後の開示とする。

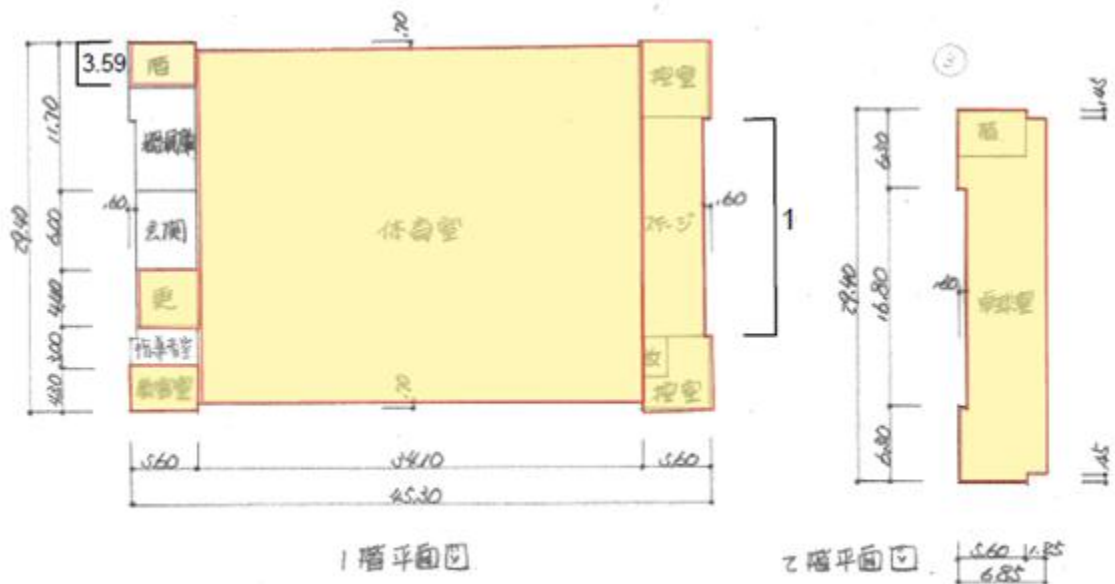
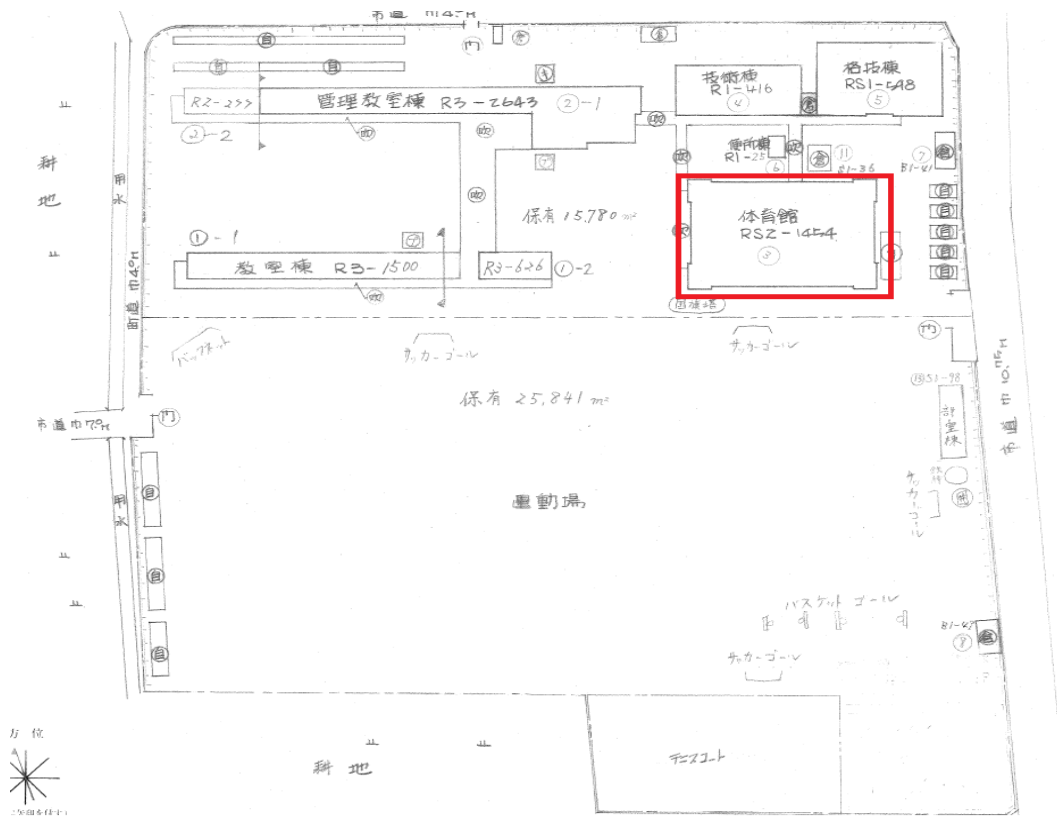
【別表1】対象一覧

学校名	所在地	構造	建設年度	設置個所	空調効果 必須面積	その他の 面積	熱源方式
牛窓中学校	瀬戸内市牛窓町 牛窓 6446	RS	H11	ア+他	1,016 m ²	321 m ²	EHP
邑久中学校	瀬戸内市邑久町 山手 2	RS	S54	ア+他	955 m ²	410 m ²	EHP
長船中学校	瀬戸内市長船町 牛文 1010	RS	S51	ア+他	908 m ²	421 m ²	EHP

【別表2】

	書類名	様式
1	現地確認	
	現地確認申請書	1-1
2	質問書	
	参加表明に関する質問書	2-1
	実施要領等に関する質問書	2-2
3	応募資格の適格審査	
	参加表明書兼契約可能件数届出書 ほか	3-1
	※令和8年度（6月から翌年5月までを当該年度とする。）における 入札参加資格審査申請書を提出していない場合 ①法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ②商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本） ③商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書 ④財務諸表（法人及び個人） ⑤法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの） ⑥個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）	
4	提案書（参加する工事ごとに提出）	
	提案書類提出届兼誓約書	4-1
	提案価格書	4-2
	提案書1 「事業実施基本方針・事業実施体制」	4-3
	提案書2 「設計・施工のスケジュールの実施可能性」	4-4
	提案書3 「地域経済への貢献」	4-5
	提案書4 「空調設備等の性能・機能」	4-6
	提案書5 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4-7
	提案書6 「維持管理に関する配慮」	4-8
	提案書7 「環境負荷軽減への配慮」	4-9
	提案書8 「災害時の避難所としての特徴」	4-10
	提案書9 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4-11
	提案書10 「その他の提案」	4-12

< 邑久中学校 >



<長船中学校>

